

議案第 5 号

平成 24 年度橋本市農業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 号)について

平成 24 年度橋本市農業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 号)を、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成 24 年 11 月 26 日 提出

橋本市長 木下 善之

平成 24 年度 橋本市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 24 年度橋本市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,853 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 117,137 千円とする。

2 歳入歳出補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

平成 24 年 11 月 26 日 提出

橋本市長 木 下 善 之

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		77,973	750	78,723
	1 一般会計繰入金	77,973	750	78,723
4 繰越金		1	3,703	3,704
	1 繰越金	1	3,703	3,704
7 市債		8,800	1,400	10,200
	1 市債	8,800	1,400	10,200
歳入合計		111,284	5,853	117,137

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 農業集落排水事業費		54,620	5,853	60,473
	1 農業集落排水事業費	54,620	5,853	60,473
歳 出	合 計	111,284	5,853	117,137

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
農業集落排水施設(吉原地区) 維持管理業務委託	平成25年度	2,772千円
農業集落排水施設(山田・出塔地区) 維持管理業務委託	平成25年度	2,573千円
農業集落排水施設(上中・下中地区) 維持管理業務委託	平成25年度	1,628千円
農業集落排水施設(西川地区) 維持管理業務委託	平成25年度	390千円

第3表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補 正 前			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
農業集落排水事業	千円 8,800	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内 ただし、利率見直し方式 で借り入れる公的資金に ついて、利率の見直しを 行った後においては、当 該見直し後の利率。	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合によ り据置期間及び償還期限を 短縮もしくは繰上償還又は 低利に借換えることができ る。

補 正 後			
限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
千円 10,200	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内 た だ し、利率見直し方式で借り入れ る公的資金について、利率の見 直しを行った後においては、当 該見直し後の利率。	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮もし くは繰上償還又は低利に借換え ることができる。